

1,000 m²超の大規模施設を対象

令和3年7月8日
産 業 労 働 局

「営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金(7/12~8/22 実施分)」 について

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、緊急事態宣言が再発令されることに伴い、営業時間短縮要請等に全面的にご協力いただく1,000 m²超の大規模施設及び当該施設においてテナント契約等に基づき一般消費者向け事業を営む事業所(以下「テナント等」という。)等を対象として、「営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金」を支給いたします。

※協力金の支給対象となる施設は別表のとおりです。

1 対象期間

緊急事態措置期間(令和3年7月12日から8月22日まで)

2 支給の考え方

東京都が実施する営業時間短縮要請等に応じて、令和3年7月12日から8月22日までの全期間(42日間)、全面的にご協力いただいた1,000 m²超の大規模施設及びテナント等に対して、事業規模(営業時間短縮等を行った面積)及び営業時間短縮割合に応じて支給します。

・1,000 m²超の大規模施設の計算式

営業時間短縮を行った面積千平方メートルあたり20万円/日 ×
(営業時間短縮要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の
本来の営業時間)

・テナント等の計算式

営業時間短縮を行った面積百平方メートルあたり2万円/日 ×
(営業時間短縮要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の
本来の営業時間)

※大規模施設への協力金については、テナント数等による加算があります。

※百貨店の店舗、映画館及び非飲食業カラオケ事業者については、別途定める算定方法で支給します。

※協力金の支給に係る基本的な考え方は、営業時間短縮に係る計算を除き、令和3年5月18日にお知らせしたとおりです。

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/05/18/26.html>

3 主な対象要件

緊急事態宣言の再発令を受け、東京都から行う営業時間短縮要請等に対し、7月12日から8月22日まで（42日間）の**全期間、全面的にご協力**いただける1,000㎡超の大規模施設及びテナント等

○営業時間短縮要請等の対象となる施設等、緊急事態措置に関する情報については、東京都防災HPに掲載しています。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/index.html>

○ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗ごとに掲示いただくこと

○緊急事態措置より前に開業しており、営業の実態がある施設及びテナントが対象

○都外に本社がある事業者も都内の施設・テナントで全面的にご協力いただいた場合は対象

4 申請受付

ポータルサイトの開設時期や申請受付期間、申請方法等は決定次第、都ホームページにて公表します。

5 問い合わせ

感染拡大防止協力金等コールセンターにおいて対応いたします。（電話番号 0570-0567-92 9時から19時まで毎日）

<問い合わせ先>

産業労働局総務部企画調整課

（農林水産部調整課）

電話 03-5320-4809

内線 37-140 担当：田村・川道

(別表)

協力金の支給対象について（7/12～8/22）（国通知に基づく区分）

【大規模施設（1,000㎡超）運営事業者及びテナント事業者等※1が支給対象となる施設】

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内訳	要請内容
劇場等（第4号） 【1,000㎡超】	映画館、プラネタリウム 等	営業時間短縮要請（～20時）（映画館を除く）※2 （～21時）（映画館） 規模要件等に沿った施設の使用を要請 入場整理等の実施を要請 等
商業施設（第7号）【1,000㎡超】 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	営業時間短縮要請（～20時） 等
運動施設（第9号） 【1,000㎡超】	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	営業時間短縮要請（～20時）※2 規模要件等に沿った施設の使用を要請 入場整理等の実施を要請 等
遊技場（第9号） 【1,000㎡超】	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	営業時間短縮要請（～20時） 等
遊興施設（第11号） 【1,000㎡超】	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	営業時間短縮要請（～20時） 等
商業施設（第12号）【1,000㎡超】 (生活必需物資を除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	営業時間短縮要請（～20時） 等

【テナント事業者等のみが支給対象※1となる施設】

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内訳	要請内容
劇場等（第4号）【1,000㎡超】	劇場、観覧場、演芸場 等	営業時間短縮要請（～20時）※2 規模要件等に沿った施設の使用を要請 入場整理等の実施を要請 等
集会場等（第5号）【1,000㎡超】	集会場、公会堂 等	
展示場（第6号）【1,000㎡超】	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等（第8号）【1,000㎡超】	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設（第9号）【1,000㎡超】	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場 等	
遊技場（第9号）【1,000㎡超】	テーマパーク、遊園地	
博物館等（第10号）【1,000㎡超】	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	

【その他協力金の支給対象となる施設】

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	要請内容
飲食店営業許可を受けていないカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号）【面積要件なし】	休業要請

※1 テナント事業者等については、大規模施設運営者が要請を受けて営業時間短縮を行ったことに伴い、営業時間短縮を行った場合に支給

※2 イベント開催の場合は、営業時間短縮要請（～21時）